

アメリカ高校交換留学プログラムの規則

以下は、皆さんが守らなければならない規則です。これらは、皆さんが、交換留学生としての役割を遂行し、安全で、よりよい留学生活を送るために定められたものであり、遵守しない場合はそれぞれに応じた処置が講じられます。

1. 法律で禁じられた薬物の所持、使用は許されない。
2. 留学先国の法律に従わなければならない。
3. アルコール飲料を所持すること、購入すること、飲むことは許されない。
4. いかなる種類の銃刀器も所持すること、購入することは許されない。
5. いかなるエンジン付きの乗り物も運転することは許されない。
※他国からの留学生の中には、運転免許の取得が許されている人もいますが、皆さんの規則とは異なりますので、混同しないこと。
6. 不適切な性的行為に関与してはならない。
7. 法律により、タバコ製品を購入することは許されない。
8. 常に交換留学生としての自覚を持ち、積極的な態度で自国を代表するにふさわしい努力をしなくてはならない。
9. 学校の規則に従い、毎日学校に登校し、課題は全て提出しなければならない。また、全科目及第し、少なくとも平均C以上の成績を維持しなければならない。
10. プログラム期間中は、同じ国から来た他の留学生との連絡を控えなければならない。
11. スカイダイビング、ハンググライダー、パラシュートジャンプ、バンジージャンプ、その他の危険性の高い行為をすることは許されない。
※これら行為は事故の発生率が高いため保険が適用されないものもあります。絶対にしてみようと思えないこと。
12. ポルノショップ、成人映画館、飲酒目的の施設に行くことは許されない。
13. 両親や友人への国際電話を制限し、使用した際の費用は留学生が負担しなければならない。プログラム終了時、すべての通話料金が支払われたことを確認するのは留学生の義務である。国際電話はコレクトコールでなければならない。
14. 両親や友人への電子メールによる連絡の回数を制限しなければならない。インターネットの使用はホストファミリーの裁量による。
15. ホストファミリー宅の規則に従い、自主的に家事を手伝うことにより、ホストファミリーを敬い、家族の一員として行動しなければならない。
16. ホストファミリーのプライバシーに関わることを、他人に話してはならない。
17. 留学生の意思でホストファミリーや高校を変更することはできない。
18. 学生のみでの旅行、及び単独での旅行は許されない。事前に自国の両親からの許可が提出された場合に限り、ホストファミリーとの旅行、高校の団体旅行、その他成人が同行する旅行が認められる。
※交換留学期間中、事前学習時のホストファミリーを訪問することはできません。
19. ECC及び受入団体の関係者の助言を尊重し、その指示に従わなければならない。

■プログラム規則違反について

◆プログラムの規則のうち、1～6の項目に違反した場合

6項目のうちいずれかにでも違反した場合には、即刻、交換留学プログラムから追放され、ビザ（交換留学生としての滞在資格）を打ち切られることになり、**帰国の処置が講じられます。**

◆プログラムの規則のうち、7～19の項目に違反した場合

AC（Academic Coordinator=コーディネーター）から注意を受けても、繰り返し違反した場合は、状況に応じた改善策についてのagreement（覚書）が発行され、明記された各項目を実行することを約束し、署名することになります。

それでも態度に向上が見られず、ACが「これ以上の留学の継続は好ましくない」と判断した場合は、地域統括責任者（Academic Program Administrator=APA）を通じて受入団体本部の交換留学プログラム委員会にレポートが提出され、審査が行われます。

審査の結果、まだ改善の余地が残っていると判断された場合は、カウンセリングが施され、probation（強制帰国猶予期間）の下で、留学を継続することができます。但し、その際、態度を改善するためのcontract（誓約書）が発行され、明記された各項目を実行する約束の署名をすることになり、その中の項目を一つでも違反すれば、**即刻、帰国の処置が講じられます。**

また、審査の結果、「これ以上の留学の継続は適当ではない。」と判断された場合は、**即刻、帰国の処置が講じられます。**

■その他の約束事

1. 留学生は、使用した分の電話料金、留学生が原因による損害、その他の費用について、ホストファミリー、高校または現地受入団体に支払わなければならない。
2. 受入団体は、高校の卒業資格や修了証書の取得、留学先高校での編入学年については保証できない。
3. 留学生は、留学前の最新学年の成績証明書を持参しなければならない。
4. 留学先高校の成績証明書は留学生個人の責任において取得するものであり、受入団体はその責務を負わない。
5. プログラム期間中は、緊急時にのみ自国の家族が留学生を訪問することが許可される。プログラム期間中、両親が訪問する場合、留学生が両親と一緒に旅行すること、および留学生が一時帰国することは許されない。
6. 留学生は、クリスマスの時期(12月)は、自分のホストファミリーと過ごすことを最優先しなければならない。
7. 医師により、留学生が重大な病状、あるいは精神疾患であると診断された場合、交換留学プログラムを終了し、帰国しなければならない。
8. このプログラムは、学校の授業終了日より一週間で終了となり、留学生はその期間内に帰国しなければならない。